

【一般会計等財務書類】

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6 年～50 年

工作物 8 年～75 年

物品 4 年～38 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

(ソフトウェアについては、当県における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。なお、実質価額が30%以上低下した場合には、著しく低下したものとみなします。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。その他、少額リース資産及び短期のリースには簡便な取り扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理をしています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(福井県財務規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、原則取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

なお、平成 28 年度以前取得物品については、取得価額又は見積価格を 100 万円としています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
福井県信用保証協会	—	20 百万円	2,133 百万円	2,153 百万円
ふくい産業支援センター	—	—	615 百万円	615 百万円
ふくい農林水産支援センター	—	—	477 百万円	477 百万円
福井県漁業信用基金協会	—	—	50 百万円	50 百万円

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

- ① 福井地方裁判所 令和 4 年（ワ）第 3 2 号
損害賠償請求事件 1 百万円
- ② 福井地方裁判所 令和 4 年（ワ）第 2 5 2 号
損害賠償請求事件 2 9 百万円
- ③ 福井地方裁判所 令和 6 年（ワ）第 5 4 号
損害賠償請求事件 6 7 百万円

3 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
一般会計

公債管理特別会計
用品集中管理事業特別会計
災害救助基金特別会計
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計
中小企業支援資金貸付金特別会計
沿岸漁業改善資金貸付金特別会計
林業改善資金貸付金特別会計
県有林事業特別会計
用地先行取得事業特別会計
証紙特別会計

- ② 一般会計等と普通会計の対象範囲等に差異はありません。
- ③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	－（黒字）
連結実質赤字比率	－（黒字）
実質公債費比率	11.7%
将来負担比率	153.8%

- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 33,224 百万円
- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 70,140 百万円
- ⑧ 臨時財政対策債については、元利償還金が全額基準財政需要額に算入されることにより財源保障されますが、その償還財源は資産計上されない一方で、県債は負債に計上されます。
- ⑨ 国道（用地）、河川、農地、治山施設等の所有外資産は、管理等を行う県が県債等を財源に整備しても国等の資産とされ、県の資産には計上されない一方で負債には計上されます。

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 財務書類の対象となる会計の変更はありません。
- ② 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

普通財産のうち、貸付地、処分保留地、処分困難地以外

イ 内 訳

事業用資産／土地 2,065 百万円

令和 6 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、鑑定評価による価額が判明しているものについてはその価額を用い、その他のものについては固定資産税評価額により計上しています。

- ③ 減債基金に係る積立不足額はありません。
- ④ 基金借入金（繰替運用）はありません。
- ⑤ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 531,653 百万円
- ⑥ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	264,056 百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	43,097 百万円
将来負担額	1,038,661 百万円
充当可能基金額	152,727 百万円
特定財源見込額	16,839 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	545,976 百万円

(3) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 △2,869 百万円
- ② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	562,763 百万円	548,157 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	117,383 百万円	116,727 百万円
財務書類の対象となる会計間の内部取引の相殺等	△126,815 百万円	△127,729 百万円
繰越金に伴う差額	△19,045 百万円	
資金収支計算書	534,286 百万円	537,155 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているほか、内部取引等（※）が含まれているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は相違します。

※ 一般会計と特別会計間の繰入れ繰出しの他、地方消費税清算金の収支での相殺処理等を含みます。

③ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 65,000 百万円